

介護職員宿舎の借り上げに必要な経費の一部を補助します！！

対象事業所
拡充しました

江戸川区介護職員等 宿舎借り上げ支援事業



1. 補助対象等

対象事業所

区内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスを実施する事業所で、以下のいずれかに該当する事業所とする。

（1）福祉避難所

二次避難所として江戸川区と災害時協力協定を締結しており、かつ、介護職員等の宿舎を確保し災害対応要員を配置する事業所

災害時協力協定の締結には、事業所の建物が新耐震基準を満たしている必要があります。

（2）その他事業所

（1）以外の事業所

対象法人 対象事業所を運営している法人

対象入居者

対象事業所に勤務する介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員及び支援相談員とする。また、福祉避難所に該当する対象事業所の補助対象者は災害対策上の業務に従事する者とする。

当該事業所の経営に携わる法人の役員を除く。

対象入居者および同一世帯の世帯員が、住宅手当を受給している場合は対象外。

対象宿舎

補助の対象となる宿舎は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。（3）は福祉避難所に該当する対象事業所のみ

（1）平成31年4月以降に対象法人が雇用する介護職員等を居住させるために借り上げている宿舎であること。

対象法人又は対象法人の役員又はその親族等が所有するものを除く。

（2）補助対象入居者が入居していること。

（3）借り上げている宿舎が対象事業所の半径10キロメートル圏内にあること。

2. 補助内容

対象となる経費

対象法人が支出した介護職員等の宿舎借り上げに係る経費（賃借料、共益費（管理費）、礼金及び更新料等）ただし、入居者から賃借料等の一部を徴収している場合は、その徴収額を差し引く。

1事業所につき4戸を上限とし、1戸当たりの助成対象期間は4年間を上限とする。

1,000円未満は切り捨てとする。

補助基準額 宿舎1戸当たり 月82,000円

補助対象金

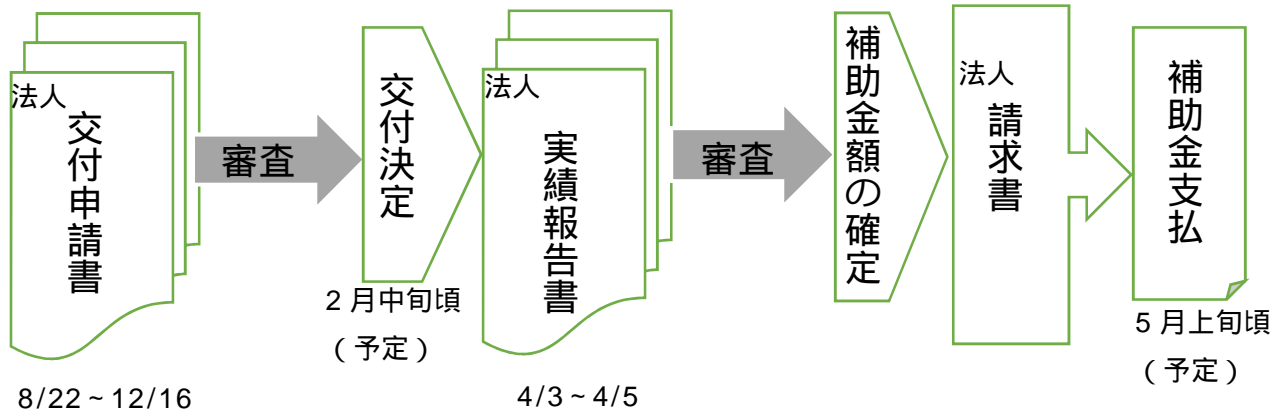
（1）福祉避難所 対象となる経費と補助基準額を比較し、少ない方の額に7/8を乗じた額

対象法人は、補助対象経費に1/8を乗じた金額以上を負担する

（2）その他事業所 対象となる経費と補助基準額を比較し、少ない方の額に1/2を乗じた額

対象法人は、補助対象経費に1/2を乗じた金額以上を負担する

3. 実施スケジュール



4. 申請方法

申請者は**法人単位**となります。

申請期間

令和4年8月22日(月) ~ 令和4年12月16日(金)

提出書類

- (1) 江戸川区介護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 江戸川区介護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書(事業所別)(第1号の2様式)
- (3) 江戸川区介護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書(宿舍別)
(福祉避難所の場合は第1号の3様式、その他事業所の場合は第1号の4様式)
- (4) 宿舍に係る賃貸借契約書の写し
- (5) 補助対象入居者と締結した宿舍に係る使用契約書の写し
- (6) 補助対象入居者と締結した雇用契約書(雇用開始日及び就業場所が記載されているもの)
- (7) 給与規定の写し(住居手当の不支給が確認できるもの)
- (8) 誓約書(第2号様式)
- (9) 補助対象入居者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(発行後3か月以内のもの)
ただし、申請者が区内に住所を有し、個人情報の利用に係る同意書(第3号様式)を提出した場合は、省略することができる。

問い合わせ・提出先

< 宿舍借り上げ支援事業に関すること >

申請をする場合は、事前にご連絡ください。

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係(江戸川区役所2階2番)

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 03-5662-0032

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土日・祝日を除く)

< 災害協定に関すること >

江戸川区危機管理部防災危機管理課計画係(江戸川区役所5階)

電話 03-5662-1992

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土日・祝日を除く)